

寄せ場学会通信

号外 1990年8月

連絡先
167 東京都杉並区善福寺2-6-1
東京女子大学松沢研究室気付
電話 03-395-1211

第4回総会特集

1990.5.19/20

5.19シンポジウム 「差別と日本社会」要約(基調部分)

金時鐘 土方鉄 山田実

今年度総会は五月十九、二十日の両日、大阪大学人間科学部(吹田市山田丘)において開催された。

初日の十九日(土曜日)は約九十名の参加を得た。交通事情の関係で予定を一時間あまり遅れたが、午後一時四十分に関会。主催者のあいさつに続いて、「差別と日本社会」のテーマのもとに、詩人の金時鐘さん、作家の土方鉄さん、釜ヶ崎日雇労働組合(釜日労)委員長の山田実さんを招いての記念シンポジウムを行なった。

最初に金時鐘さんが「質感を垢染ませるもの」と題して講演した(二十分)。金時鐘さんはかつて解放教育の実践の場に勤務していた経験も織り込んで、自分自身はタバコの煙に対して生理的に辟易すること、市民意識が高いとされる人びとにもタバコを吸わない他者への配慮が欠けていることを、まずエピソード的に述べた。

そして幼児期の体験から、朝鮮本土をあぶれて済州島に流入し、総督府の分断統治とあいまって済州島人から敵視・蔑視された貧しくよくれた人びとの集住が、薄暗い室内で彼らがくゆらし、雨水の溜まりに捨てられて醜くふやけるタバコと重なり合って自らのうちに原風景を形づくっていること、つまりタバコが「植民地風景」として根づいていることを

披瀝した。

そして最後に、「荒廃すること」と「垢染めること」の相違を、前者が蘇生エネルギーを秘めるのに対し、後者こそは頹廢であると規定。「人間がいちばん低いところでむつみあう最も有効な媒介物にタバコがあるのでは」として、それから切れる意識の創造を提起して話を終えた。

続いて土方鉄さんが「被差別部落と仕事」の題で壇上に立った(二十分)。被差別部落の労働として語られることの多かった土方(どかた)も最近では少なくなっていると前置きし、一九〇二年および一九三八年の部落における「下駄直し」「車夫」「井戸掘り」「友禅工」あるいは「土方」「土工」「登録した日傭い」「登録していない日傭い」といった就労に関する史料を紹介した。

そのなかで土方さんは、子どもも就学に優先して働くなど、部落の家族全員が極低単価の出来高払いで日ゼニ稼ぎ仕事に就いていたこと、その仕事には補償がなく、いきおい若者がゴロゴロせざるをえないことを指摘し、バクチが広がる構造を述べた。

さらに現在の就労事情に話を転じて、最も多いのは尿尿汲み取り、ゴミ集め、学校用務員といった自治体の現業労働者であること、しかしそこにもまた

ギャンブルによる失職という現実があることに簡単にふれ、「仕事のことだけでなく、部落のなかでいろいろなきことが起こってきている」として講演を結んだ。

最後にマイクをとった山田実さんは、昨春秋のシンポジウムでの発言(パンフ「寄せ場の変容と歴史」参照)と若干重複するがと前置きして、釜ヶ崎の現場からの報告を行なった(四十五分)。

報告では、釜ヶ崎の変容と関係して、人夫出しのオヤジの風風が「アウトロー」から「企業経営者」に変化したこと、そうした人夫出し飯場の「近代化」が日雇労働者の意識の変化に大きく影響を与えていることなどを指摘した。

また「日雇いは(野宿は)好きでやっているんだろ」という考えが、釜ヶ崎の間に支援を寄せている人びとのなかにすらあるとして、それに対し、つい最近の暴力飯場での刺傷事件などを例にとりながら、次のように反論した。

好きでやっているという側面も皆無ではないが、日雇労働者の問題はそれでは解決がつかない。資本主義社会という能力主義のただなかで、日雇労働者が過去から現在の就学、就労、さらに病氣治療の過程で振り落とされ、理不尽扱い(賃金は完全には払ってもらえない、病院では死体置き場の隣に運ばれる等々)を受け、蔑視されている具体性を見えない。そうした具体性を欠如した見方は、同情を含めながらも、日雇いや野宿している仲間への差別を倍加させている——と。

最後に山田さんは、野宿・寄せ場差別を撃つ思想と理論の構築を学会に要請して報告を終えた。

5. 19 松松△△

事務務討議議報生口 活動報告／活動方針／人事

総会ではシンポジウム後に学会事務が討議され、まず前年度活動報告と新年度活動方針、会計報告について事務局より提案があり、拍手で了承されました。続いて役員人事として二十三名の新年度運営委員の選出、および三役(運営委員長、監事、事務局長)の留任を決定。さらに会員の提起を受けて、役員を選出および三役の任期等についての会則改正が討議されました。

なお会計報告は4ページに掲載、会則改正については抜き刷りにまとめました。

一九八九年度活動報告

八九年度活動方針で挙げた四項目についての検討は以下のとおり。

1. 寄せ場に関する文献目録——創立以来の課題も「寄せ場」3号の「文献一〇〇選」として一応達成。方法的な不満は残るが積極的に利用してほしい。欠陥は「通信」等のなかで補っていききたい。
2. 「寄せ場学会通信」の充実と出張講座開設——前者は発行日の固定、通信員制の導入も有効にいかせず不十分に終わった。後者についてはフォロー、連絡面で詰めきれず実現できなかった。
3. 調査——高齢者インタビューを考えていたが着手に至らず。担当者の確認と支援体制確立が必要。
4. シンポジウム——開催地でもめたが結局大阪で

開催。内容は比較的充実。情宣が不十分で、こじんまりとした集まりになったことを反省。

一九九〇年度活動方針

大目標は財政の確立であり、そのために事業を起す。

1. 恒常的な組織体制の確立、とくに日常的な研究体制の保証——各支部例会その他における討議・小発表を積み重ね、春秋二回の研究発表大会につなげていく。外向けの色彩が強かった秋のシンポジウムは、これに切り換わる。
2. 事業——「フォー・ビギナーズ・シリーズ」(現代書館)において「寄せ場」を刊行する。西日本支部提案の「寄せ場叢書」については、再度根本的なところから議論を詰めていきたい。
3. 「通信」と年報「寄せ場」の充実——前者は年四回発行の確保、および量と質の充実に期す。後者は、各支部・会員を結集した編集委員会による組織的・恒常的体制を確立する。
4. 調査——創立以来の課題。両支部が一体となっていくなどの形で、本年中に実施にもっていききたい。

新年度運営委員

- 風間竜二 ○加藤晴康
○北島教行 ○斎藤博之
○柴田勝紀 ○田中雄二
○中西昭雄 ○長井公彦 ○西澤晃彦 ○藤田進
○布野修司 ○松沢哲成／事務局長 ○水島陽
(以上東日本支部) ○青木秀男／監事
○池田浩士／運営委員長 ○小倉利丸 ○小柳伸頭
○雑賀恵子 ○中山幸雄 ○藤井克彦 ○松繁逸夫
○水野阿修羅 ○和田研三 (以上西日本支部)

△アイウエオ順▽

5. 20 研究発表要約

以下は、今年度の寄せ場学会総会第二日め（五月二十日、阪大人間科学部）における富山一郎氏、松沢哲成氏の研究発表を、発表者自身が要約したものである。掲載にあたっては発表順とした。（通信編集部）

「関西における沖縄出身者の世界」

富山 一郎（神戸語大学／社会学）

本報告を行う際、二つの方針を設定した。一つは、沖縄文化の属性に話を持っていかないことである。沖縄が、歴史的にも文化的にも日本本土に対して独自の属性を有することは明らかである。かかる独自性を表象して、沖縄人というカテゴリーを設定することも可能であろう。しかし、日本と沖縄において日本文化・日本人と沖縄文化・沖縄人という類型を設定したのち、その類型を支配・被支配の力学構造に当てはめるといふ思考様式では、近代日本社会が沖縄出身者を獲得していった回路は明らかにならないと考えたのである。今一つは、寄せ場への攻撃と

の共通項を探ることである。そのためにも、議論を沖縄文化の属性に持って行ってはいけなないと考えた。また話の中心は、したがって必然的に、沖縄出身者に対する支配の側面に偏らざるを得なかった。この二つの方針にもとづき、さらに分析上の二つの枠組みを設定した。一つは、「沖縄人」というカテゴリーを属性としてとらえず、文脈依存的に把握することである。「沖縄人」とは共通属性により客観的に構成されるのではなく、付与されるカテゴリーなのである。それは、J・P・サルトルが「ユダヤ人とは他の人間がユダヤ人とみる人間のことであ

る。これは単純な真理であり、ここから出発しなければならぬ」というときの「ユダヤ人」と同じである。もっとも注釈を加えるなら、「ユダヤ人」とみる人間は、「ユダヤ人」とみられる人間自身であっても構わない。それはともかく、「沖縄人」とは共通の属性により客観的に設定されるのではなく、それ自身が日本社会において歴史的に読みとかなければならないカテゴリーなのである。

今一つは、文脈依存的に存在する「沖縄人」を、資本主義社会の問題としてどう理解するのかという点である。報告では、「沖縄人」を労働能力判定のための標識として考えた。そこには、労働力の質、さらには労働力自身、客観的に測定され把握されるものではないという認識論的な前提がある。何を労働とみなしそれをどう判定するのかという問題領域にこそ、標識としての「沖縄人」の資本主義社会における存在理由が担保されるのである。

一九三〇年代後半における、関西の沖縄出身者による生活改善運動では、「沖縄人」は「遊惰」で「辛抱の足りない」、労働者として使いものにならないことを示す標識として設定されている。だが注意すべきは、沖縄出身者にとってかかる標識の持つ意味は、たんなる労働の世界からの排除ではない。問題は、標識の変更可能性にある。もし労働能力に関してネガティブな評価を与える標識が、当該人間にとって殆ど変更不可能なものとして付与されるなら、その標識の持つ意味は労働の世界からの排除ではない。I・ウォーラー・ステインのいう「不自由な労働」の維持である。しかしもし、その標識が変更可能なら、そして「自由な労働」へと移行し得る

のなら、一体いかなる事態が生じるのだろうか。生活改善運動とは、まさしくこの標識の変更可能性にかかわる運動なのである。

標識の変更可能性は、その標識を構成している材料が当該人間にとってどの程度運命的な重みを持つかに規定されている。皮膚の色や、目の色など殆ど変更不可能なものが材料になった場合、その標識はあたかも当該人間の属性のように錯覚される。これに対し、学歴などにより構成された標識ならば、比較的変更可能かもしれない。要するに標識における運命性の判断は、個別具体的に行為しなければならぬのである。

生活改善運動における「沖縄人」という標識を構成したのは、沖縄語での語らいであり、沖縄出身者の集住地域における日々の営みであった。また標識の材料にされた日々の営みは、料理の献立から子育ての仕方まで具体的なかつ微細に指摘されている。身体的に獲得された語らいや日々の営みこそ、標識としての「沖縄人」を構成したのである。しかしそれは変更不可能というわけではない。

ここで標識と労働能力の関係は転倒する。能力があらかじめ存在し、それを標識が判定するのではない。標識が労働能力をつくりあげるのである。沖縄出身者が立派な労働者になろうとしたその瞬間からその身体は、すこしでも「沖縄人」を構成する兆候があれば絶えず恫喝を受けることになる。いわば「沖縄人」という標識により、語らいや営みに対し監視・恫喝が加えられ、かかる監視と恫喝により立派な労働者としての規律が与えられていくことになるのである。また、払拭すべき「沖縄人」という標

識にかわって措定されるのは、「勤勉」で「辛抱強い」労働者であることを示す、標識としての「日本人」である。その結果、立派な労働者になることは、「日本人」になるということとして了解されることになる。

本報告でもっとも強調したかったのは、プロレタリア化が展開し、「自由な労働者」として沖縄出身者が登場するまさしくそのときに、「沖縄人」という標識により身体性を帯びた語らいや営みが監視され恫喝を受けはじめるという点である。かかる事態は、沖縄文化の抑圧ではない。標識としての「沖縄人」にとって重要なことは、それを構成している材料が沖縄文化であるかどうかということではなく、どこまで当該沖縄出身者にとって運命的なものであるのかという点である。したがって、「沖縄人」を構成するのは沖縄文化である必然性はなく、日々の生活にかかわる身体的な営みであれば材料として採用され得るし、事実採用されている。生活改善運動のさなか、ある沖縄出身者は、沖縄民謡のレコードを聞くために雨戸を閉め切って蓄音機に毛布をかぶせ、その中に頭をつっこんで聞いたという。彼が毛布の中で保持しようとしていたのは、沖縄文化ではなく彼自身の身体なのだ。また沖縄文化の抑圧ではなく、プロレタリア化にともなう身体への監視と恫喝に対して闘っていたのだ。もし身体性を帯びているなら、標的にされるのはジャズでもいいし、その場合でも彼はやはり、毛布にくるまって刺奪されそうになる身体を保持しようとするだろう。

沖縄出身者の身体性を帯びた語らいや営みは、文化といい得る。しかし、それが沖縄文化である必然

会計報告

○1989年度決算

<収入>会費 (一般40名, 学生15名)	490,000円
年報売り上げ(350部)	576,800円
(小計)	1,066,800円)
<支出>年報製作費	850,000円
支部活動費 (8万円×2)	160,000円
秋季シンポ (赤字補填分)	30,000円
「寄せ場学会通信」(3回分)	80,000円
通信費	46,800円
(小計)	1,166,800円)

☆差し引き 10万円赤字!

○1990年度予算

<収入>会費	500,000円
年報売り上げ	600,000円
出版物印税	900,000円
(小計)	2,000,000円)
<支出>赤字補填分	100,000円
支部活動費 (10万円×2)	200,000円
年報製作費	900,000円
山谷会館家賃 (月5万円)	600,000円
「寄せ場学会通信」	120,000円
通信費	60,000円
雑費	20,000円
(小計)	2,000,000円)

性はない。したがって、闘う主体の属性を沖縄文化に還元することはできないし、沖縄文化の復権により解決される問題でもない。もし闘う主体を問題にするのなら、その主体性とは、身体性が剝奪された地平からそれを取り戻すプロセスの中で措定される

「対外侵略と寄せ場・日雇労働者」

松沢 哲成 (東京女子大学/歴史学)

ければならないはずであり、ここに、さまざまな標識により監視され桐喝を受けている寄せ場に住む人々と、共有し得る領域が存在するのではないだろうか。

松沢は「対外侵略と寄せ場・日雇労働者」というタイトルで発表を行った。が、時間の少なかつたせいか、あるいはいかにもメモ摘記風のレジюме(それもコピーが少なく全頁に回らなかった)のためか、本人が期待していたほどには理解もされず、議論も盛り上がらなかったのは残念であった。九月の拡大運営委では合わせて学習会も開くことにしており、ここでは松繁氏より批判的コメントが出される予定になっているので、活発に議論したいと考えている。

レジюмеは、目的、梗概、参考資料・文献、(のちに付加した別記)に分れている。目的では、寄せ場の観点からの安易な概説よりも、さまざまな課題の布置状況・問題構図の見極めが大切とし、戦時体制についてのそういった試みの第一歩にしたいと述べている。梗概は、以下のような構成になっている。I. 一九三〇年代半ばから四〇年代半ばにおける人

思想IIイデオロギー、体制

(一) 戦時体制下における労働力動員。その中の労働動員の意味するもの(組織体制の強力さ(むき出しの暴力の使用による)と脆弱さ(他からの強制は自発的な生産性向上意欲を低減する)。最も象徴的な例として、労務報国会の場合。それが担っていた意義とそれなりの限界。

(二) 監獄労働の意味の解明・凍結された寄せ場(労働下宿・労務報国会)と、地方行・飯場生活と、軍事的労働員——これらは、軍隊への動員・膨大な需要→労働力払底→既存労働力の質的並びに量的動員、の結果的表れである。その意味では同根と言える。隔離収容と強制労働という特徴をいずれも有している。ただし、厳密に同じと断言し得るかどうかは、今後詰める必要がある。

(三) 兵営国家造りの論理と兵営国家のイデオロギ

I. 山口正の場合(レジюме後掲の略歴②参照) / 池川清の場合(後掲の略歴①参照) / 磯村英一の「社会事業と厚生運動」の位置 / 兵営国家の論理(非論理?)

II. そこにおける抵抗と闘い

(四) 消極的抵抗としての怠業——就労時間を遅らす、とにかく就労日・時間を生き得る限界まで減らす、浮浪し野宿することによって官憲の刈り込みから逃れる、etc.、並びに闘い。
(五) アジア人労働者、とくに朝鮮人労働(者)の位置。強制連行→拘置労働→逃亡・抵抗・闘争。
(六) 「大東亜共栄圏」下の(アジア)→植民地労働力の駆動。(第二次大戦後に勃興した民族運動をにらんで)

確かに不十分にしか展開できていない点が多いが、当日はあえてそのようにしたという面もある。挙げられている論点が充分であるか、視角・見方が正しいか、などの質問ないし詰問を期待してのことだった。その点当日N氏からの指摘は、こちらの当初の狙いの範囲内であり、反論するに値するものであった(後の原稿では別記として日雇労働者の闘いについて補充しておいたが)。いずれにせよ、足りないところ、粗雑さは私個人の問題であるのは当然であるが、多少とも現在の寄せ場学が抱えている限界という要素もぬぐえ切れないであろう。今後他の協力をも得て、深めていきたい。なお、レジюмеの欲しい方は郵送しますから、〒196 昭島市中神町二八四 松沢哲成Vまでどうぞ。(関連で「天皇帝国の構造—寄せ場からの照射」も書いたので明記して貰えば一緒に送ります)

5.19 シンポジウムに対する反省

—司会としての自己批判を込めて

雑賀 恵子

以下に述べる小文は、総会初日のシンポジウムの司会担当としての感想を綴ったものである。司会担当能力や運営委員の一人としての責任に帰せられることもあろうかと思えるが、ここでは、個人的な問題としてではなく学会全体で共有化していきたい問題として、舌足らずな言葉を寛容に受け止めて下されば幸いである。

I. ディスカッションについて

一 寄せ場を表現するにあたって、金氏は「寄せ場を軸として集散する人間の集まり／人権から遠ざけられている／最底辺で日本の資本を支えている」、土方氏は「就業機会の僅少さが「正業」につくことを妨げ「土方」にさせている」、山田氏は「能力主義からの落ちこぼれ／好きでやっているものも存在する」といった言葉を使われた。これらの言葉そのものは、講師の方々の講演内容の中心をなすものではないが、シンポジウムテーマの「差別」を切口としてみた場合、ここから寄せ場差別の特殊性と一般性について様々な論議の可能性がありえたはずであ

るが、討論では十分展開されなかった。

二 金氏は特に「垢染ませるもの」という言葉を用いられて通常語りづらい差別される側の問題を率直に指摘されたが、討論で受け止められたとは言えない。

三 寄せ場（労働）に対する評価の検討（たとえば山崎カヲル・小倉利丸「寄せ場と（労働）概念の新たな視点」、寄せ場②号）を受け継ぐような討論がなされるべきであったのではないか。差別語の問題に拘泥してしまい、「踏まれたものの痛み」「文脈で判断」「開かれた人間関係の構築」などという言葉でディスカッションを終らせたのは、少なくとも「学会総会」の場では怠慢ととらえられても仕方がない。

II. シンポジウム、記念講演の設定について

一 「差別と日本社会」というテーマについての討議が不十分であったと思われる。その結果、寄せ場―差別―部落問題―在日朝鮮人・韓国人という図式的な発想に終わってしまった。

二）そもそも、記念講演の位置付けが曖昧なのではないか。

III. 学会そのもののあり方について

なぜ、「寄せ場を考える会」ではなくて「寄せ場学会」なのかについて、問い直さなければいけない時期に来ていると思う。

「学会」の名称は、運動のために単に対権力関係の場における必要物として付与される権威ばかりではないだろう。寄せ場学会は、運動体としての性質も有する柔軟さを持ちながらも、基本的には「研究」をその責務とするものであると考える。それが妥当だとするならば、現在の学会活動は、現場拝跪主義に陥っていく危険性をはらんでいるのではないだろうか。記念講演に「現場」の人を招いて研究者が話を聞くというのは、「学会」としてのベクトルが逆であろうし、現場を尊重するように見せかけた学制的収奪であるとの批判を招く余地がある。

また、研究者は、寄せ場労働者を所詮は、「対象」としてしか捉えられない限界性のなかにいる。だからこそ、その認識を謙虚に受け止めて経済学・歴史学・社会学・文学など各々の方法で研究し、「現場」の人の批判を乞い、相互に徹底的討論を繰り返していくのが学会としてなされるべき主活動であり、また寄せ場学会はそれをなしうる構成になっている場だと思ふ。そのためにも、我々はなぜ寄せ場を「対象」とするのか、学会の基本姿勢・活動を問い直す機会が与えられなければならないのではないだろうか。

雑賀さんの問題提起にふれて

池田浩士

発足以来三年を経てようやく、「寄せ場学会とはそもそも何なのか？」というきわめて初歩的かつ根本的な疑問をめぐる討論が、はじまるようになっている。

この討論をせひ深めていきたい、とわたしもまた思うのだが、その理由のひとつに、このたびの雑賀さんの問題提起は一個の抽象論ではなく、具体的なことから手がかりにしてなされた、ということがある。たしかに、五月の第四回総会については、わたしにも大いに心残りの点がある。第二日目の研究発表は、同日開かれた釜ヶ崎日雇労働組合の組合大会に寄せ場学会の連帯のあいさつを伝える役割にあたったため、残念ながらほとんどを聴くことができなかった。しかし第一日目に限ってみても、せっかくの講演の内容を生かした討論ができず、ある意味では「またか」というような差別言語をめぐる旧態依然たる論議へと流れが移ってしまったことは、かえすがえすも悔やまれる。それは、差別言語の問題が無意味だからではない。新たな討論の出発点としなければならぬはずのこれまでの到達点から、議論が発するのではなく、何千回もくりかえされてきたことをまたくりかえして、はじめからわかってきたことを到達点を復唱することで議論を打ち切る

——というやりかたでしか、差別言語の議論に対応できなかったからである。これは、司会者の責任でも、質問者だけのせいでも、ましてや講演者の責任でもなく、あまりにも具体性を欠く一般論（「言論の自由か差別糾弾の権利か」）にたいして少しも具体性をもった実践体験を対置するということができず、結果として不毛（で犯罪的）な一般論の土俵にのったまま、討論の流れを変ええなかった（わたしをもふくむ）学会会員たちの責任だった。わたしがあの議論の不毛さにこだわるのは、もしもあの議論が差別言語をめぐるのではなく「寄せ場研究のありかた」をめぐるものだったとしたら、あれとは別の展開になりえただろうか——という思いのためである。あれと似たような言葉の空中戦にならなかつた保証は、はたしてあるだろうか。だからこそ、このたびの雑賀さんの問題提起が、自分なりにだれもがいただいている寄せ場との自分自身のかかわりかたのイメージの具体性と、しっかり接点をもつようにしていかなければならないだろう。こういうかかわりかたであるべきだ、というのではなく、この問題提起をきっかけにして各自が自分の寄せ場とのかかわりかた、自分なりの寄せ場研究のありか

たを、自分なりの言葉で、そしてもちろん自分なりの実践によって、語りあえるようになりたいものだと思う。

会員外のかたがたによる記念講演という総会のスタイルや、「現場」の蓄積に頼って「学会」としての独自の研究成果を充分に提示しえていない現実について、雑賀さんの自省は、わたし自身も同感の部分が大きい。しかし、問題は、総会に結果としてあらわれているそれらのことどもではない。いわゆる研究者として生活するものもそうでないものも、何らかの意味で寄せ場の現実が自分の生きかたとかかわっているという思いをいだいて、この「学会」に加してきたのだろう。その思いを絶えず対象化する場として、「学会」がこれまでは充分な機能を果たしてこなかった。ようやく「通信」の発行態勢も充実したものになりはじめ、各支部の例会も基礎的な学習や発表の場として軌道に乗りはじめている。そういう時点で雑賀さんの問題提起がなされたことは、この提起を生かしていく条件があるということだ。この条件を活用して、寄せ場のこと、寄せ場との自分自身のかかわりかたのことを、声高にはなく語りあいたいものだ。（一九九〇・七・二七）

右ページは六月十七日の西日本支部例会における雑賀さんの提起を本人に文章化してもらったものです。「通信」編集部では、当日の例会参加者でもある池田さんに、この提起に関する意見の執筆を依頼し、ここに掲載しました。みなさんの意見・感想・批判をお待ちしています。

去る七月八日(日曜日)午後三時半より、名古屋働く人の家(名古屋市熱田区)で運営委員会が開かれました。以下、ご報告いたします。

(1)次期総会——日程は一九九一年五月十八、十九日、場所は東京大学教養部とひとまず決定しました。なおこれに絡んで、総会で提起されていた役員選出方法の改定が討議され、運営委員の選出方法は次のように決まりました。まず全会員による連名投票によって九名を選出。その投票用紙は総会前に全会員に郵送する総会出欠通知(次回から実施)に同封。続いて東西各支部が、前記九名以外に七名ずつを選任。投票結果と選任結果は総会で報告・承認を得る。——。選管の問題など細目は今後も討議して詰めていく予定です。

(2)「フォー・ビギナーズ 寄せ場」について——担当者中西昭雄さんより出された企画案をもとに討議が行なわれました。この企画案よると体裁は百七十六ページ、ラフ段階での章立ては以下のとおりです。①寄せ場のいま1/ヤマとカマ、五大寄せ場 ②同2/仕事 ③同3/生活 ④寄せ場のむかし1/江戸期 ⑤同2/近代 ⑥同3/戦後復興と暴動 ⑦寄せ場のいまからあした1/高齢化と死 ⑧同2/外国人労働者 ⑨同3/変貌する町。

とりあえず問題意識や最低限の了解事項(原則)を学会内部、少なくとも運営委内部で一致しておく必要がある旨、確認されました。

(3)「通信」について——前回の通信(No.11)が必要事項を大幅に欠落させているという指摘がありました。これにはやむをえない事情もあったのですが、深く反省します。

(4)年報「寄せ場」4号の編集、体制について。
 (5)年報「寄せ場」3号の配本、売行きについて。
 (6)事業、学習会など——運営委を東京、大阪以外でも積極的に開くこと、その際に学習会も併せてセッティングすることが話し合われ、さっそく次回の運営委は九月八、九日の両日、学習会を兼ねて広島で行なわれることになりました。

八日は先の総会での松沢哲成さんの研究発表「対外侵略と寄せ場・日雇労働者」について議論、九日は「フォー・ビギナーズ」の原稿の検討ほか事務事項を討議する予定です。具体的な場所は決まり次第お知らせいたします。

年報編集委員会より

年報「寄せ場」第3号において、編集部の不注意で、カットを描いてくれた河口聖氏の名前を書き落としてしまいました。ここでお詫びするとともに、改めて氏の略歴などを紹介します。

河口聖(SEI KAWAGUCHI)氏は、これまで個展を十五回開いている。その中にはサンフランシスコなどにおける個展がある他、韓国の釜

事務局より

▽新年度分、さらには過去の分も含めて、会費がぞくぞくと入ってきています。本当にありがとうございます。

▽各地の夏祭りの日程を簡単にお知らせします。

笹島/八月十二日、十三日 牧野公園

釜ヶ崎/八月十三、十五日 三角公園

福岡/八月十四日、十五日 音羽公園

山谷/八月十四、十六日

▽七月十五日、山谷労働者福祉会館が棟上げしました。落成式は九月十六日の予定です。が、しかし、まだ約二千四百万円も足りず、しかも落成の翌月から銀行に対して毎月百万円の返済が始まります。学会事務局からもカンパを要請します。振込先は口座番号・東京2-1-178842 山谷労働者福祉会館 設立準備会。

山、ソウル、光州など各地における韓国美術家との共同展覧会も多い。現在四十歳代初め、人生において最も油の乗り切った時期で、現代日本の美術、特にリトグラフの世界における中堅として重きをなし広く知られている。自然界の事物を緻密正確に描き出しながらも、それをいったん崩して抽象的なフォルムと線を得、それらをもって例えば意識の流れを表現しようとするなど(「横浜-光州現代美術展」目録解説より)、作品はいずれも高度に観念的で鮮烈な問題意識に充ちている。時代に屹立する優れて現代的な作家と言えよう。



会則の 改正に ついて

5月19日、日本寄せ場学芸会90年度総会において、89年度運営委員会より、学芸会則の一部変更が改正案をよえて提起されました。

これは、役員選出の手続き、三役の任期、および会則変更の手続きに関するものです。これに伴い、「役員選任に関する付則(案)」も提出されました。

総会では会則第13、14、18条の改正について、討議のうえ拍手で了承されました。

新会則 (…部分が付加された)

第13条 役員は総会で正会員の中から選任する。選任にあたっては、「役員選任に関する付則」に従わなければならない。

第14条 役員の任期は、一年とし、再任を妨げない。但し、運営委員長、事務局長、監事については、在任期間が二年を超えない場合、各年度毎に総会で、出席者の4分の3以上の同意を得なければならぬ。

第18条 本会の会則の変更は、総会の議を経ることとする。会則の変更を議題とする総会にあたっては、それが議題となることを予め全会員に通知しなければならない。

また「役員選任に関する付則(案)」については、今後運営委員会で討議し、来年度の総会で成案として提起すること、を決定しました。(ウラ面を参照して下さい)

役員選任に関する付則(案)

90.5.19



第1条

1. 運営委員は、各支部推薦により、推挙された候補者および会員の直接投票により、推挙された候補者を、総会が承認することにより、決定される。
2. 運営委員長、事務局長、監事は、運営委員の互選により、推挙し、総会の承認を経て決定される。
3. 前二項の決定のための議決は、同一総会において間隔を置いて行なわれるものとする。

第2条

1. 東日本支部および西日本支部は、定例または臨時の支部総会において、各5名の支部推薦運営委員候補者を推挙する。
2. 推挙の方法は各支部が定める。但し、運営委員候補を決定する支部総会の開催通知には、議題にそれが含まれていることを明記しなければならない。また、遠隔地等で出席困難な会員の意見が尊重されるよう、充分な配慮がなされなければならない。

第3条

1. 会員は、第2条とは別に直接投票により、5名連記で運営委員候補を推挙する。
2. 第2条による支部推薦候補者と重複する者を除いた上位得票者を、13名を限度として、直接選挙分運営委員候補者とする。

第4条

1. 第2条および第3条により、推挙された計23名を限度とする候補者は、総会での一括無記名投票により、出席会員の3分の2以上の賛成をもって運営委員に選任される。
2. 出席会員から異論が出された候補者については、個別に出席会員の無記名投票に付し、3分の2を超える反対があるときは、運営委員候補から除外される。この場合、選挙管理委員は、それにかわる候補者を第3条第2項の規定にしたがって補充することができる。
3. 前項の異論は、第1項の投票が行なわれる前に出されなければならない。

第5条

1. 運営委員候補の推挙は、毎年度三月末日までになされる。
2. 次年度運営委員の選任にさいしては、現運営委員会が選挙管理委員の任にあたる。
3. この内規の変更は、会則第18条に準ずる。